

令和6年

第19回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和6年11月14日（木）
開会 14時00分 閉会 14時47分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について
- (2) 福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について

2 議事

第41号議案 県立学校教職員の人事について

第42号議案 県立学校教職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委 員：木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長、西田久美

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育振興部長 田中直喜、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、義務教育課長 古島裕太、高校教育課副課長 吉武優子、教職員課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【寺崎教育長】

定足数に達しておりますので、ただ今から第19回教育委員会会議定例会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。

審議に入る前に、非公开发議の有無を確認します。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 木下委員が挙手 >

【木下委員】

はい。第41号議案及び第42号議案につきましては人事に関する案件、報告（2）につきましては、指定管理者の選定に係る案件ですので「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、木下委員から「非公開」の発議がありましたので採決をとりたいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

【寺崎教育長】

賛成全員でございます。従いまして、第41号議案及び第42号議案、報告（2）につきましては「非公開」にて審議することといたします。

ほかに、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 発 議 な し >

【寺崎教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（1）を審議したのち、非公開にて第41号議案及び第42号議案、報告（2）を審議することといたします。

それではまず、報告（1）「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について」を古島義務教育課長、吉武高校教育課副課長、お願いします。

○報告（1） 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

【古島義務教育課長】

報告（1）令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状についての公立小・中学校分でございます。

<古島義務教育課長が資料に沿って説明>

【古島義務教育課長】

説明は以上でございます。

【吉武高校教育課副課長】

続きまして、報告（１）令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状についての県立高等学校分でございます。

＜吉武高校教育課副課長が資料に沿って説明＞

【吉武高校教育課副課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

公立小中学校については、「１ 公立小・中学校における暴力行為の発生状況について」の「生徒間暴力」の件数が令和４年度から令和５年度にかけて減少しており、「２ 公立小・中学校におけるいじめの認知状況について」の「認知件数」は令和４年度から令和５年度にかけて増加しています。このことから、いじめ、あるいはいじめと疑わしいものを早期に発見することでいじめの認知件数が増え、逆に暴力行為等の未然防止に繋がっていると考えます。

しかし、県立高等学校については令和４年度から令和５年度にかけてどちらの件数も増加しています。

このように公立小中学校と県立高等学校とでは少し傾向が違うようですが、調査基準の変更やカウント方法の変更など、何か理由があるのでしょうか。

【古島義務教育課長】

基準やカウント方法については変わっておりません。

【堤委員】

例えば、高校生は言語能力の発達などによりいじめが認知しやすくなり、逆に小中学生はまだ言語による表現が乏しいとか、あるいは情報収集に問題があるとか、そのような理由はあるのでしょうか。

【田中教育振興部長】

公立小中学校の場合は、生徒間トラブルはいじめとして理解をし、それに暴力等が伴えば「生徒間暴力」及び「いじめの認知件数」の両方にカウントします。

県立高等学校の場合は、これまで生徒間のトラブルや喧嘩というのは、生徒間である程度問題解決されることが多かったことから、「生徒間暴力」や「いじめの認知件

数」としてカウントされなかったということはありません。しかし、昨今、県立高等学校側も生徒間のトラブルや喧嘩という捉え方ではなく、いじめや暴力といった捉え方をせざるを得ない状況になっておりますので、県立高等学校の場合は令和4年度と令和5年度では捉え方が変わってきております。

【堤委員】

ありがとうございます。

関連してもう1点、例えば、小学生が友達の頭をポンと叩くのと高校生が叩くのでは体力的な問題もあるためだいぶ違うと思います。小学生の頃は子ども同士のじゃれ合いだったものが、高校生になるとじゃれ合いの域を超えやすくなるといった見方もあるかと思いますが、そのような影響はあるのでしょうか。

【吉武高校教育課副課長】

県立高等学校の暴力行為として、先ほど田中教育振興部長からも説明があったように、細かいトラブル等もカウントするような傾向があるかと思えます。そのため、生徒同士でふざけあっているうちにエスカレートして叩いてしまったという案件も暴力行為としてカウントされているということはありません。

【堤委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【松浦委員】

「3 長期欠席の状況について」に関する参考資料として、後日、長期欠席の児童生徒数の全国との比較表を、公立小中学校及び県立高等学校どちらもいただきたいです。

【古島義務教育課長】

承知しました。御用意します。

【吉武高校教育課副課長】

高校教育課も御用意します。

【松浦委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【久保委員】

義務教育課資料の「3 公立小・中学校における長期欠席の状況について」から2点お尋ねします。

1点目は長期欠席の「病気」について、資料を見ると病気も年々増加しているようですが、この増加の理由があれば教えてください。

2点目は、長期欠席の「不登校」と「不登校児童生徒の復帰率」についてです。小学校の令和5年度を例にみると、長期欠席の「不登校」が7,306人となっており、「不登校児童生徒の復帰率」は34%となっています。これは7,306人のうち34%が復帰していると考え、不登校の現状は7,306人の66%にあたる、およそ4,800人程度だと考えてよいでしょうか。

【古島義務教育課長】

まず1点目、長期欠席の「病気」についてです。公立小中学校については、微熱や咳が出た際に、大事をとって欠席するという児童生徒が増えているのではないかとされており、これは、近年の感染症拡大の影響もあったのかなと捉えております。

次に、2点目の不登校児童生徒についてです。この「不登校児童生徒の復帰率」については、7,306人のうち、年度の最後の段階で継続的に登校できるようになった者が34%いるということです。そのため、不登校児童生徒7,306人のうち、継続的に登校できていない者がおよそ4,800人程度いるという状況であると考えることができます。

【久保委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【松浦委員】

復帰率について、どうなったら復帰とみなすのか教えてください。

【古島義務教育課長】

復帰率については、各学校が個々の生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めたものを復帰とみなしています。例として、1学期中は全く登校できなかったが3学期には登校できるようになったといったものや、月に1回程度しか登校できなかったが、その後週1回程度登校できるようになったといったものが入っております。学校でそのような状況になったと判断した場合、カウントされるかたちになります。

【松浦委員】

分かりました。学校が改善傾向にあると判断した児童生徒についてはこの復帰率に入る可能性があるということですね。

【古島義務教育課長】

はい、そのとおりです。

【松浦委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

義務教育課資料の「1 公立小・中学校における暴力行為の発生状況について」における「対教師暴力」が、特に小学校がすごく増えているように思います。高校教育課資料の「1 県立高等学校における暴力行為の発生状況について」を見ると、「対教師暴力」がだいぶ少ないですが、小学生の頃に教師に対して暴力を振るったという児童には、本当に厳しく注意をしないと粗暴な子に育つのではないかという心配があります。そこで、「対教師暴力」とはどの程度の暴力が行われているのか、また、暴力を行った子にはどのような対処をしているのかお聞きしたいです。

【古島義務教育課長】

特に小学校の「対教師暴力」につきましては、教師の指導に対して暴れてしまい、その際手がちょっと当たるだとか、教師が児童生徒間の暴力を止めに入った際に危害が加わってしまうという場合が多いです。児童生徒が言葉で表現できなかった場合に少し暴れて教師に拳が当たってしまうといったケースが多いのかなと捉えております。その場合にはまず落ち着かせ、やったことについてしっかり指導する、というか

たちで対応しているところでございます。

【木下委員】

殴りかかって警察沙汰になるといった深刻なものはないと考えてもいいのですか。

【古島義務教育課長】

全くないとまでは言い切れません。

【木下委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

「対教師暴力」に関連してお尋ねしますが、暴力だと判断するのは暴力を受けた教師ですか。

【古島義務教育課長】

本回答は学校を通して回答いただくものになっておりまして、もちろん双方の話しを聴いた上でその状況を判断し、学校長責任の下回答いただいております。

【堤委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【松浦委員】

長期欠席の「不登校」に関わるいじめの重大事態の県内件数は、この3年度間で増加傾向にあるのでしょうか。

【古島義務教育課長】

公立小中学校については、増加傾向にはあります。

【吉武高校教育課副課長】

県立高等学校については、ここ10年で見ますと令和4年度まではおよそ0件から3件で推移しておりまして、令和5年度は15件となっております。そのため、どのような傾向があるかは言い難いところであります。

【松浦委員】

分かりました。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本案件については、終了いたします。

<以降非公開審議となった>

○第41号議案 県立学校教職員の人事について

県立学校教職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第42号議案 県立学校教職員の人事について

県立学校教職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○報告（2） 福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について

福岡県立社会教育総合センター等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について、審議の結果、報告のとおり承認した。

(14:47)